

2021年3月15日

各 位

会 社 名 名古屋木材株式会社  
代表者名 代表取締役社長 丹羽 耕太郎  
(コード番号 7903 名証第2部)  
問合せ先 執行役員総務部長 式守 正光  
電話番号 (TEL 052-321-1526)

### 臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、2021年3月15日開催の取締役会において、2021年5月上旬に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）招集のための基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2021年3月31日（水曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主とし、以下のとおり当該基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 2021年3月31日（水曜日）
- (2) 公告日 2021年3月16日（火曜日）
- (3) 公告方法 新聞公告（中部経済新聞に掲載いたします。）

##### 2. 本臨時株主総会の開催予定日及び付議議案等について

2021年2月5日付当社プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、株式会社Nホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者が2021年2月5日に公表した当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、かつ、その成立後に公開買付者が当社の総株主の議決権の数の90%以上の議決権を所有するに至らなかった場合には、本公開買付けの成立後に、①公開買付者が当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の所有する当社株式の数が1株に満たない端数となるように決定した上で、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと、及び②本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む株主総会の開催を当社に要請する予定とのことです。

その場合、当社は、本臨時株主総会において、①本株式併合を行うこと、及び②本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うこと等の議案を付議する予定です。

他方、本公開買付けが成立しない場合、又は、本公開買付けの成立後に公開買付者が当社の総株主の議決権の数の90%以上の議決権を所有するに至り、公開買付者が、当社株式の全て（但し、当社の所有する自己株式を除きます。）を取得するために株式売渡請求を行う場合には、当社は、本臨時株主総会を招集しない予定です。

本臨時株主総会を招集することを決定した場合には、その開催日時及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきまして、改めてお知らせいたします。

以 上